

商品名	インターネット支店専用定期預金 自由金利型定期預金(M型) <単利型・複利型>
-----	---

販売対象	・インターネット支店にて普通預金口座を開設している個人のみ
期間	・定型方式1年、定型方式3年、定型方式5年 自動継続(利払)式のみでの取扱いとなります。
預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・インターネットバンキングより一括預入(普通預金からの振替預入) ・それぞれの期間ごとに1口10万円以上5,000万円以内かつ 1年、3年、5年もの合算で5,000万円以内 ※但し、別商品「通帳アプリ特別金利定期預金」の預入金額との合算で5,000万円以内です。 ・1円単位
払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・固定金利(預入時の利率(年利回り)を満期日まで適用します。) ○1年もの(単利型) 店頭表示金利(スーパー定期1年もの) + 0.200% ○3年もの(複利型) 店頭表示金利(スーパー定期3年もの) + 0.200% ○5年もの(複利型) 店頭表示金利(スーパー定期5年もの) + 0.250% ※自動継続の初回満期日以降の継続分は、継続日におけるそれぞれの期間に相当するスーパー定期の店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 (3年、5年ものは6ヶ月毎の複利計算を行います。)
商品コード	・「119」
取扱期間	・2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火) ※金利情勢等により内容変更またはお取扱いを中止させていただくことがあります。
税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013(平成25)年1月1日から2037(令和19)年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優の取扱いはできません。
特約事項 (※付加できない事項)	※総合口座の取扱いはできません。 ※一部解約の取扱いはできません。 ※満期案内は送付いたしません。
中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、下記預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。 (3年、5年ものは6ヶ月毎の複利計算を行います。) <定型方式1年> ・6ヶ月未満 解約日の普通預金利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×50% <定型方式3年> ・6ヶ月未満 解約日の普通預金利率 ・6ヶ月以上1年未満 約定利率×40% ・1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50% ・1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60% ・2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70%

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2年6ヶ月以上3年未満 …………… 約定利率×90% <定型方式5年> ・ 6ヶ月未満 …………… 解約日の普通預金利率 ・ 6ヶ月以上1年未満 …………… 約定利率×30% ・ 1年以上1年6ヶ月未満 …………… 約定利率×40% ・ 1年6ヶ月以上2年未満 …………… 約定利率×50% ・ 2年以上2年6ヶ月未満 …………… 約定利率×60% ・ 2年6ヶ月以上3年未満 …………… 約定利率×70% ・ 3年以上4年未満 …………… 約定利率×80% ・ 4年以上5年未満 …………… 約定利率×90% <p>(注) 小数点第3位以下切捨て。但し、普通預金利率を下限とする。</p>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫ホームページにてご確認ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客さまセンターにお申し出ください。 ○お客さまセンター（フリーダイヤル:0120-307-860 平日9時～17時） ・ 紛争解決措置 仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さまセンターまたは全国しんきん相談所にお申し出ください。 ○全国しんきん相談所（電話:03-3517-5825 9時～17時） また、お客さまから下記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 ○兵庫県弁護士会（電話:078-341-8227） ○東京弁護士会（電話:03-3581-0031） ○第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588） ○第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249） なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、下記方法によるご利用も可能です。 ①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停） ②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停） 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さまセンターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となるべき 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続停止後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

ひめしんインターネット支店のお客さま限定

通帳レス口座をお持ちのお客さま限定

スマホで簡単!!今お持ちのひめしん通帳からの切り替えにより、お預け入れが可能です。

専用定期預金 インターネット支店



スーパー定期 ひめしん通帳アプリ 特別金利定期預金

募集対象

インターネット支店で普通預金口座をご利用の18歳以上個人のお客さま

お預け入れ金額

いずれの預金商品もお一人様 **10万円以上5,000万円以内** (但し、2商品の合計で5,000万円まで)

募集対象

「しんきん通帳アプリ」で「通帳レス口座」をご利用の18歳以上個人(個人事業主を含む)のお客さま
※但し、個人事業主の事業用普通預金口座はお取扱いできません。

- 固定金利です。金利の優遇は、初回お預け入れ時のみとなります。
- 表示の金利は、2025年4月1日現在のスーパー定期(各預入期間)の店頭表示金利に所定の金利を上乗せしたものです。
- 店頭表示金利は、窓口までお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。
- 自動継続のみの取扱いです。自動継続後の適用金利は、継続日における店頭表示金利が適用されます。
- やむを得ず中途解約される場合は、預入期間に応じた当金庫所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- 金利情勢等により内容変更またはお取扱いを中止させていただくことがあります。
- マル優のお取扱いはできません。
- 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。2013年(平成25年)1月1日から2037年(令和19年)12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- ※の金利は、税率20.315%で計算した源泉徴収額控除後のものを表示しております。
- 通帳アプリのご利用時間は、平日0時~24時 土曜日0時~22時 日曜日8時~24時です。メンテナンス等によりご利用いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

【この預金は預金保険制度の付保対象預金です】

2025年4月1日現在

 **姫路信用金庫**

<https://www.shinkin.co.jp/himeshin/>

詳しくは、最寄りの窓口までお問い合わせください。
店頭に「商品説明書」をご用意しています。